

慶應義塾大学主催 法科大学院教員による 法律学への道案内

法律学への誘いー法学入門講座2012

受講生募集

2012年2月25日(土)より全4回開講

中級講座を2012年8月に開講する予定です

慶應義塾法科大学院の専任教授が、最先端の知見に基づき、現代の法律学の重要問題についてわかりやすく解説する講座です。法律学を勉強してみたいと思っている皆さん、企業や法律事務所などで実際に法に関わる仕事に携わっている方々などに本講座の受講をお勧めします。

開催時間：14:00～17:00 (開場 13:00) 申込方法・受講料等は裏面をご確認ください
会場：慶應大阪リバーサイドキャンパス
受講定員60名に達し次第、受付を終了させていただきますので予めご了承ください

日程・講師プロフィール

第1回 2月25日(土) 「押しつけ憲法」論を再考する



駒村 圭吾 慶應義塾大学法学部・大学院法務研究科教授
1984年慶應義塾大学法学部卒業・1989年慶應義塾大学大学院法学研究科単位取得退学・2000年法学博士。白鷗大学法学部助教授、同教授、慶應義塾大学法学部助教授等を経て、現在、同法学部教授、同法科大学院教授。専攻は憲法・言論法・人権基礎論。特定の論点をほりだげるのではなく、解決済みと思われる憲法上の論点を現代危機の観点から広く再検証している。著作に、『権力分立の諸相』(南窓社)、『ジャーナリズムの法理』(嵯峨野書院)、等。

わたしたちの戦後憲法は「押しつけ憲法」と言われることがあります。最近はずいぶん下火になりましたが、60年代までは憲法批判、いや戦後体制そのものの批判の論拠として強力に主張されました。この講義では、①「憲法は押しつけられたか?」、②「押しつけは合法か?」の問いに対して、①はいえ、②もイエスという答えを出します。それをきっかけに戦後憲法の「正統性」について皆さんと考えてみたいと思っています。

第2回 3月10日(土) 会社法入門 基本の「き」



菅原 貴与志 慶應義塾大学大学院法務研究科教授・弁護士
1979年慶應義塾大学法学部卒業・1981年同経済学部卒業。ANA法務部等を経て、弁護士登録。現在、弁護士(小林総合法律事務所)、2004年より慶應義塾大学法科大学院教授。商法・経済法・企業法務担当。著書として、『新しい会社法の知識』(商事法務)、『詳解 個人情報保護法と企業法務』(民事法研究会)などがある。

会社法は、憲法・民法・刑法とならぶ、基本法のひとつでありながら、「とっつきにくい法律」かもしれません。ことに社会人ないし社員の経験がなければ、現実の株主総会に出席したこともなければ、新株発行の準備手続に携わったこともないという方が大半でしょう。それだけに会社法は、最もなじみが薄く、実感の抱きにくい法律の一つなのだと思います。本講座では、株式会社の基本構造に焦点をあてて、会社法の基礎・基本について、できる限り分かりやすくお話をするつもりです。

第3回 3月17日(土) 民法(財産法)入門



片山 直也 慶應義塾大学大学院法務研究科教授・同委員長
1983年慶應義塾大学法学部卒業・1988年同博士課程単位取得退学。慶應義塾大学法学部専任講師、助教授、教授を経て現在、同法科大学院教授。民法専攻。債権法、担保法の領域を中心に、フランス法と比較しつつ、研究を行っている。編著書として、『詐害行為の基礎理論』(慶應義塾大学出版会)、『債権各論I契約・事務管理・不当利得』(弘文堂)、『Law Practice 民法I総則・物権編、II債権編』(商事法務)などがある。

民法については、巷では「民法を征する者は司法試験を征する」とよく云われます。確かに、「民法」という名称の法律だけでも、条文数は1000カ条を超え、その解釈・運用をめぐる数多くの判例・学説の対立が存することから、その枝葉ばかりに目を奪われると、民法の全体像を理解することは容易ではありません。さらに近時は、その「民法」(特に債権編)自体を改正しようという動きが、混乱に拍車をかけています。しかし、民法は、我々の日常生活を規律するもっとも身近な法律であり、「私法の憲法」とも呼ばれるように市民社会の基本法ですから、本来、その仕組みや原理原則は、単純明快であるはず(べき)です。本講義では、民法の「幹」や「根」となる部分のメカニズム(からくり)を、皆さんと一緒に解明したいと思います。

第4回 3月24日(土) 刑法学入門



井田 良 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
1978年慶應義塾大学法学部卒業・1989年法学博士(ケルン大学)・2009年名誉法学博士(ザールラント大学)。慶應義塾大学法学部助手、専任講師、助教授、教授を経て現在、同法科大学院教授。刑法および刑事法担当。とりわけ刑事違法論や量刑論をめぐる諸問題を取り上げて研究している。著書として、『基礎から学ぶ刑事法』(有斐閣)、『講義刑法学総論』(有斐閣)、『刑法各論』(弘文堂)などがある。

犯罪と刑罰に関する情報は、私たちの周辺にあふれています。それは、誰しもが関心をもつテーマであり、たとえば死刑の存廃をめぐる議論であれば、はっきりした意見をおもちの方も少なくないでしょう。しかし、皆さんの頭の中にある先入観は、「学問」としての刑法学を学ぶ際には、邪魔になることさえあるのです。むしろ、頭をいちど白紙にして、辛抱強くゼロから知識を積み重ねてみてください。3時間の講義が終わった後には、刑法が以前とはまったく違ったものに見えてくる、そういう講義にすることをめざしたいと思います。

慶應義塾と慶應義塾法科大学院について (<http://www.keio.ac.jp/>)

慶應義塾は、幕末の大阪、蘭学者緒方洪庵の適塾に学んだ福澤諭吉が1858年に開塾した総合学塾です。以来150年の長きにわたり、創立者の理念と志を受け継ぎ、今日まで発展をつづけてきました。現在は10の学部、14の大学院、9の一貫教育校、そして慶應義塾大学病院を中心に、教育・研究・医療の発展と人材育成に取り組んでいます。

本講座の講師が教鞭をとる慶應義塾大学大学院法務研究科は、「国際性」「学際性」「先端性」を教育理念とし、21世紀の法曹界の先導者の養成を教育目標として2004年に誕生した法科大学院です。すでに、慶應義塾大学三田キャンパスにおいて、法律家のマインドとスキルを学んだ多くの修了生たちが、新時代をなす法曹として社会で活躍はじめています。(同研究科の新司法試験合格率は、全国の法科大学院中2009年度第6位(46.4%)、2010年度第1位(50.4%)、2011年度第4位(48.0%)でした。)

本講座の会場となる慶應大阪リバーサイドキャンパスは、福澤諭吉ゆかりの地である大阪に開設した、慶應義塾がセミナーや公開講座など情報発信や交流の場として展開をめざす施設です。

